

## 一般社団法人千葉県臨床工学技士会選挙管理規程

### (総則)

第1条 本規程は定款第3章代議員及び第5章役員選挙に関わる事項を定める。

### (選挙管理委員会)

第2条 理事および監事を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は正会員の中より若干名を選出して構成し、委員長を互選する。

ただし、その選挙の候補者は選挙管理委員になれない。

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行なう。

(1) 選挙の告示

(2) 理事および監事候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の公示

(3) 投票および開票の管理と当選の確認

(4) 総会に選挙結果を報告

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。

付則

この規程は令和2年10月2日より施行する。

# 代議員選出規程

## 第1章 総則

- 第1条 本規程は一般社団法人千葉県臨床工学技士会定款第13条の規定に基づき、代議員の選出に関する事項を定める。
- 第2条 代議員の定数は65人以内とする。

## 第2章 選挙権及び被選挙権

- 第3条 選挙権は、代議員選挙告示日において、正会員の資格を有する者が書面により行使できる。
- 2 被選挙権は、代議員選挙告示日において、本会の正会員であり、選挙年度までの会費を完納していなければならない。

## 第3章 代議員選挙

- 第4条 代議員に立候補しようとするもの、または候補者を推薦しようとするものは選挙管理委員会の定めた立候補届け出用紙または、推薦届け出用紙を指定日までに規定の方法で提出しなければならない。ただし、推薦届けの場合には、正会員の推薦者2名以上と本人の同意を必要とする。
- 2 代議員選挙の告示は、投票期限の50日以上前とする。
- 第5条 選挙は立候補届けのあったものについて、正会員の無記名投票により行ない、連記制（投票数は定数以内）とする。定数以上が連記された場合は、当該投票を無効とする。
- 第6条 当選者は、それぞれ有効投票数を得たものから高点順に定める。
- 2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、決選投票を行う。
- 第7条 代議員選挙は立候補者が定数を超えた場合は選挙とし、定数以内の場合は無投票にて選出する。

## 第4章 無投票当選

- 第8条 立候補締切日を過ぎても、候補者が定数を超えないとき、または、超えなくなったときには、無投票で当選者を定めることができる。

## 第5章 欠員の補充

- 第9条 代議員が欠けた場合に備えて予備代議員を代議員選挙において選出するものとする。
- 2 代議員選挙に落選した立候補者は、全員予備代議員となり優先順位に従い代議員となる。予備代議員の優先順位は得票数の多い順とする。予備代議員に該当者が

いないときには予備代議員選挙を行うことができる。

#### 第6章 異議の申立て

第10条 選挙に関する異議は公示後14日以内に選挙管理委員会に申立てることができる。

#### 第7章 立候補ならびに当選の取り消し

第11条 立候補者が、選挙に関わる事項について重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

付 則

1. この規程は、理事会の議決を経て、総会での議決を必要とする。
2. この規程は、令和2年10月2日より施行する。

# 役員選出規程

## 第1章 総則

- 第1条 本規程は一般社団法人千葉県臨床工学技士会定款第26条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）候補者の選出に関する事項を定める。
- 第2条 理事の定数は、3名以上20人以内（会長、副会長含む）とする。
- 2 監事の定数は、2名とする。

## 第2章 選挙権及び被選挙権

- 第3条 選挙権は、役員選挙告示日において、本会の代議員に選出されている者が書面により行使できる。
- 2 被選挙権は、役員選挙告示日において、本会の代議員であり、選挙年度までの会費を完納していなければならない。

## 第3章 役員選挙

- 第4条 役員に立候補しようとするもの、または候補者を推薦しようとするものは選挙管理委員会の定めた立候補届け出用紙または、推薦届け出用紙を指定日までに規定の方法で提出しなければならない。ただし、推薦届けの場合には、代議員の推薦者2名以上と本人の同意を必要とする。
- 2 役員選挙の告示は、投票期限の50日以上前とする。
- 第5条 選挙は立候補届けのあったものについて、代議員の無記名投票により行ない、理事および監事についてそれぞれ連記制（投票数は定数以内）とする。定数以上が連記された場合は、当該投票を無効とする。
- 第6条 当選者は、それぞれ有効投票数を得たものから高点順に定める。
- 2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、決選投票を行う。
- 第7条 役員選挙は定数以上の場合には選挙とし、定数以内の場合は無投票にて選出する。

## 第4章 無投票当選

- 第8条 選挙締切日を過ぎても、候補者が定数を超えないとき、または、超えなくなったときには、無投票で当選者を定めることができる。

## 第5章 欠員の補充

- 第9条 役員が欠けた場合に備えて役員選挙での次点者が、繰り上げ当選し役員候補者となる。

- 2 繰り上げ当選により次点者がいなくなった場合や、無投票の場合には、理事会が推薦した者を役員候補者とし総会において選任することができる。

#### 第6章 異議の申立て

第10条 選挙に関する異議は公示後14日以内に選挙管理委員会に申立てることができる。

#### 第7章 立候補ならびに当選の取り消し

第11条 立候補者が、選挙に関わる事項について重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

付 則

1. この規程は、理事会の議決を経て、総会での議決を必要とする。
2. この規程は、令和2年10月2日より施行する。